

第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

風水害等対策編第4章第1節「復旧・復興の基本方向の決定」を準用する。

第2節 原状復旧

風水害等対策編第4章第2節「原状復旧」を準用する。

第3節 計画的復興の推進

風水害等対策編第4章第3節「計画的復興の推進」を準用する。

第4節 被災者等の生活再建の支援

風水害等対策編第4章第4節「被災者等の生活再建の支援」を準用する。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

風水害等対策編第4章第5節「被災中小企業等の復興の支援」を準用する。

第6節 公共施設の復旧

風水害等対策編第4章第6節「公共施設の復旧」を準用する。

第7節 県外の原子力施設事故対策

風水害等対策編第4章第7節「県外原子力施設事故対策」を準用する。

第8節 激甚災害法の適用

風水害等対策編第4章第8節「激甚災害法の適用」を準用する。

第9節 その他の被災者保護

風水害等対策編第4章第9節「その他の被災者保護」を準用する。